

高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 東京オリンピック競技大会の開催に当たり、県内のホストタウンにおいて選手等を受け入れる際の新型コロナウイルス感染症対策事業を円滑に実施するため、高知県ホストタウン新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金として交付を受けた額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。